

熊本県で高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜が確認されました

【概要】

- ・死亡数増加の通報があった熊本県1農家の肉用鶏でH5亜型の遺伝子が確認(4月13日)されました。
- ・また、当該農場の飼養管理者は、別農場の管理も行っていたため、この農場も疑似患畜の発生農場と判定されています。
- ・両農場については既に鶏の殺処分及び移動制限が熊本県から指示されています。

本病の侵入防止のため、**飼養衛生管理基準の遵守の徹底**を引き続き、お願いします。

飼養衛生管理基準の遵守の徹底について

- ・野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる
防鳥ネットの設置・整備・点検
- ・ねずみやはえ等の害虫の駆除
- ・出入りする車輛や物品等の消毒徹底
- ・飼養する家きんが**特定症状を呈していることを**
発見したときは、**直ちに家畜保健衛生所に通報してください。**



山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005または090-5544-7868